

情報番号：11800331

テーマ：調査の時期、種類とその強制力

編著者：藤間公認会計士税理士事務所 藤間秋男

(関連情報：11800331～11800346)

1. 調査はいつ行われるのか

税務調査にどのように対応すればよいかについてお話しする前に、まず税務調査の仕組みについて触れておきましょう。

税務調査が行われるサイクルは、通常3年から5年（最近は6年から7年）に一度が基本です。一般的な会社は循環接触対象法人といわれ、これに該当しますが、過去の会社の税歴（税務上の履歴）や業種によって調査回数が異なる場合もあります。

たとえば過去の税歴が優秀で納税意思もしっかりしていると認められた優良申告法人は、調査による指導がさほど必要でないとみなされ、5年に1回しか調査が行われません。

また、不動産賃貸業を営む会社などは、たいてい10年間調査がまったく行われません。このような会社を周期対象除外法人といいます。これは売上や経費等が毎年ほぼ一定しているので、調査に行かなくても書類上で事足りるので、たとえば売上や経費が大幅に増減した時にだけ調査を行えばいい、という理由からです。

これとは逆に、継続管理対象法人といって、特に悪質な会社、脱税等の不正があったり、前回の調査の内容が著しく悪かったりした会社には毎年でも調査を行います。

つまり税務署側としては、不審があると認められ、調査の成果が上がりそうな会社には頻繁に調査を行い、それ以外は定期的な調査にとどめるというスタイルをとっているわけです。

最近では、税務署のKSK（コンピュータ・システム）が進んで、星印の数によって調査法人の選定がなされるようになりました。

具体的な選定基準は、次ページの図1の通りです。売上の伸びは順調なのに所得の伸びがいまひとつだとか、支店が増えているのに売上に反映していないとか、申告書ならびに申告書に添付されている資料の数値をコンピュータに入れば、即座に該当する項目に星印が出て、それが何個以上だと調査の対象にするといった方法がとられているのです。

図 1

税務調査検討法人

1. 売上が急増している
2. 売上の伸びは連年順調だが、所得の伸びは低調である
3. 支店が増加しているが、売上に反映していない
4. 売上の伸びに比べて、原価の伸びが高い
5. 売上の伸びに比べて、原材料（仕入等）費の伸びが高い
6. 売上の伸びに比べて、外注（備車）費の伸びが高い
7. 売上の伸びに比べて、人件費の伸びが高い
8. 同規模法人に比べて、個人換算所得率が著しく低い
9. 売上の伸びは連年順調だが、欠損金の繰越しがある
10. 代表者報酬が高額であるが、欠損金の繰越しがある
11. 代表者からの借入金が、大幅に増加（減少）している
12. 売上高と課税売上高の開差が大きい
13. 課税売上割合が、著しく変動している
14. 控除対象仕入税額と推定控除対象仕入税額の開差が大きい
15. 免除見込事業者の多額還付がある
16. みなし仕入率の変動
17. 売上総利益率の変動が大きい
18. 同規模法人に比べて、売上総利益率が著しく低い
19. 同族法人・グループ法人に、過去において大口不正がある
20. 建物・土地・備品・車両・船舶が増加している
21. 海外関係の取引が多い
22. 金融商品が外国のものである

2. 管轄する税務署はどう区分されているか

管轄する税務署は、法人の資本金の額によって決められています。

基本的に資本金1億円以上の法人は国税局、1億円未満の法人は税務署の管轄となります。しかし税務調査の内容は税務署も国税局も基本的に変わりませんから、本項の中の税務署を、国税局と読み替えていただいて結構です。

また、税務署のなかには特別調査官という人たちがいて、かなり大規模な法人を担当しています。

ところが資本金が1億円以上であっても、国税局の管轄でない会社があります。国税局が調査するに及ばずと判断した会社です。資本金は1億円以上だが、従業員が1人か2人しかいない、たまたま何かの関係で資本金が1億円以上に

なってしまった——こんな会社は、国税局の管轄から税務署の管轄に落とされる場合があります。

逆に、資本金が 1 億円未満なのに国税局が管轄するという会社は存在しませんから、万が一国税局が来た場合は一大事。映画「マルサの女」でご存知の、査察の登場というわけです。

それからこれは査察の次に怖いものですが、料調といって、国税局の資料調査官が何らかの不審な資料を掴んだので、地元の税務署とタイアップして調査に入るといいます。身分を聞いて資料調査官がいたら、さうとう厳しく絞られるのを覚悟したほうがいいと思います。

3. 税務調査の種類とその強制力

ところで、税務調査にはどのような種類があるのでしょうか。大きくは「任意調査」と「強制調査」に分けられます。

ある日、私のもとに顧問先である M 社の社長さんから、「事前連絡なしに税務署員が税務調査に来た。どうしたらいいだろう」という緊急の電話が入りました。

「令状を持っていますか？」と尋ねると、持っていないといいます。「それなら慌てずどっしり構えていてください。会計事務所に立ち合いをさせたいから、それまで待つてほしいと税務署員に伝えてください」と私は答えました。

これは、任意調査のうちの現況調査というもので、事前連絡のない抜き打ち調査です。主に飲食店等、現金商売をする会社に多いのですが、必ずしも強制的というわけではありません。会社の都合で相当の理由があれば、調査を待つてもらうことができるし、場合によっては断ることだってできるのです。

現況調査に来られた場合、まっ先に皆さんにしてほしいことは、会計事務所への連絡です。そして必ず立ち合いをしてもらってください。それまでは絶対に調査をさせない、あくまで調査を待つてもらうというのが鉄則です。

鉄則としてもう一つ忘れてはならないのが、調査官の身分を確認することです。消火栓のセールスをするニセ消防署員ならぬニセ調査官にだまされるケースがあるからです。それを防ぐためにも、調査官の身分をしっかりと確認し、会計事務所にも、〇〇税務署の××さんが来ているという報告を必ずしてください。

調査を正々堂々と断ることができるのは、社長等の代表者が不在で連絡がとれない場合に限りです。基本的にこれ以外は断れません。

会社の帳簿は、原則的に代表者の許可がなければ外部の人間に見せることはできません。調査官に対してもまたしかりです。ですから、代表者がいなければ自ずと調査が成立しないというわけです。それなのに、もし調査官に無理やり帳簿類を見せろといわれたら、「社長の許可をもらっていない。それなのに勝手に見せて、私がクビにでもなったら責任をとってもらえますか？」と、経理担当者は胸を張って抗戦すればいいのです。

現況調査では、とりあえず金庫を開けて見せてほしいといわれます。現金や伝票、机の上のものなど、その場で押さえられるものだけを調査し、その翌日か翌々日に改めて通常の調査を行うというのが一般的だからです。

このように、強制力がなく、会社側がそれを拒否すれば調査の続行が不可能になるものを「任意調査」といい、一般的に調査と呼ばれています。これに対して、絶対に拒否することができないのが強制調査（査察—マルサ）です。令状を出されたら、万事休す。「今日はちょっと用事があるので」といって逃げるわけにはいきません。

マルサは突然会社に来ます。そしてその場で、脱税等の証拠となる現物を差押えます。と同時に銀行、経理担当者の自宅や社長の自宅、工場等関係があるところに一斉に調査を行います。こうなると、もう観念するしかありません。

査察は、悪質で計画的な脱税犯に対する国税犯則取締法に基づくもので、通告処分または告発が最終目的です。ですから査察が行われれば、新聞等を通して国民に公表されます。

(21. 9更新)

(出典)

[公認会計士・税理士 藤間秋男](#)
「まるごと税務調査対応ブック」

掲載内容の無断転載を禁じます。